

世帯**100万円**、単身**60万円**

※県単独支援対象の就業の場合
最大**200万円**

仙北市就業者等

移住支援金の申請を

予定されている方は、すぐにご相談ください!

※予算管理などの都合上、住民登録した時点で申請見込みの方を確認させていただいております。移住支援金の申請をお考えの場合は、速やかにご連絡ください。

秋田県内の対象企業に就職、対象事業を起業、テレワーク移住など

東京23区在住者または東京圏から23区への通勤者

対象者要件

移居前

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(転入する直前については連続して1年以上)、次の要件に当てはまる方。(アとイの合算も可)

- (ア) 東京23区に在住していた方。
 - (イ) 東京圏※(条件不利地域を除く)から東京23区内に通勤等していた方。
- ※埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

関係人口って?

移居前から仙北市や地域の人々と関わりを持つ方のうち、1~3に該当する本人やご家族

- 1.仙北市ふるさとサポーター
- 2.仙北市移住者の会の会員
- 3.首都圏ふるさと会の会員

移住後

移住支援金の申請時に、移住後3か月以上1年以内であり、5年以上継続して仙北市に居住する意思を持つ方で、①~④のいずれかの要件に当てはまる方。

1

秋田県が**マッチングサイト**に移住支援金の対象として掲載している求人に応募し、正規雇用された方。

※プロフェッショナル人材事業等を活用した就業も対象。

2

東京圏の会社員が本人の意思により令和3年1月13日以降に仙北市へ移住し、業務を引き続きテレワークで行う方。

3

秋田県が実施する起業支援事業(地域課題解決枠)に係る起業支援金の交付決定を受けた方。

4

仙北市や地域の人々と関わりのある**関係人口**に該当する本人やご家族で、仙北市内に就業し移住した方。

対象求人情報は

秋田移住支援金マッチングサイト

をチェック!

移住支援金の制度の詳細は「秋田県移住・定住総合ポータルサイト」でご案内
<https://www.a-iju.jp/p1527>

お問合せ・
ご相談はこちら

仙北市地方創生・総合戦略室 ☎ 0187-43-3315

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

